

教 育 委 員 会 会 議 録

(定 例 会)

令和8年4月23日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和8年4月23日（木）							
2	場	所	教育委員会室							
3	開	会	午後2時00分							
4	出席委員		教	育	長					
			教育長職務代理者				竹	居	秀	子
			委				大	谷	幸	男
			員				石	田	有	世
			委				伊	藤	華	英
			員				小	山	和	也
			委				堀	田	香	織
5	議場	に出席した者	副教育長				大	砂	武	博
			教育委員会事務局理事兼管理部長				山	本	高	弘
			学校教育部長				丹		能	成
			生涯学習部長				深	津	健	太郎
			管理部参事兼学校施設整備課長				田	嶋	真	二
			学校教育部参事兼高校教育課長				大	原	照	光
			生涯学習部参事兼文化財保護課長				金	子	洋	幸
			教育総務課長				河	下	勝	昭
			教職員人事課長				橋	本	大	輔
			教職員給与課長				横	澤	一	輝
			特別支援教育室長				前	橋		力
6	会議録署名委員		大谷幸男							

7 議事等の概要

竹居教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

書記長の任命につきましては、さいたま市教育委員会会議規則第5条第3項に定めがあり「教育長の推薦により職員のうちから委員会が任命する。」とされております。

この規定に基づきまして、書記長に教育総務課課長河下勝昭を推薦いたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

おりません。

竹居教育長

本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。

本日の議案に、報告第15号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。

本日の議案については、議案第29号は議会に関する案件、報告第15号、議案第31号、第32号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第15号、議案第29号、第31号、第32号は非公開となります。

会議の順番ですが、報告第7号から第14号、その他の1件目、議案第30号、第33号、その他の2件目から5件目、続いて非公開となる報告第15号、議案第29号、第31号、第32号の順番で審議することといたします。また、その他の3件目からその他の5件目までは内容が関連しておりますので、所管課からの説明、質疑は一括して行うことといたします。

報告第7号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

それでは、報告第7号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

教職員給与課長

報告第7号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は1ページから16ページまででございます。

16ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」を御覧ください。

本件は、令和7年の人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告に基づき、令和8年2月議会においてさいたま市教職員の給与に関する条例を改正したことに伴い、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正することについて、3月26日付けで臨時代理したものの報告でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

教育職の給料表の構造を見直し、主幹教諭以上の職務の級において、号給の一部を削除したことに伴い、規則に規定している、昇格前後の号給の対応を示した昇格時号給対応表等にズレが生じたため、改正前と対応関係が同一となるよう所要の改正を行ったものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

不利な調整はなされていないのですよね。

教職員給与課長

今回の改正については、主幹教諭、教頭、校長の給料表の上の方の号給を削除して、残った号給を上詰めて号給の番号を振り直したものです。昇格時号給対応表等のズレを解消したものであり、金額に変更はございません。

竹居教育長

それでは、この件は終了といたします。

報告第8号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

続いて、報告第8号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

教職員給与課長

報告第8号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は17ページから24ページまででございます。

24ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」については、先ほどの報告第7号と同様でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

教育職の給料表の構造を見直し、主幹教諭以上の職務の級において、号給の一部を削除したことに伴い、義務教育等教員特別手当の月額を定めた別表の号給にズレが生じたため、手当の月額が号給を削除する前と同一となるよう所要の改正を行ったものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

報告第9号 さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

続いて、報告第9号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

報告第9号「さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は25ページから31ページまででございます。

31ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」を御覧ください。

本件は、さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例の改正に伴い、さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正することについて、3月26日付けで臨時代理したものの報告でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

1点目は、条例の改正に伴い、手当の届出に係る規定等、規則に委任された規定について整備したものでございます。2点目は、大学生年代の扶養親族の所得限度額について、年額130万円から150万円に引き上げたものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 第2条第1項に、事実婚も配偶者に含むとありますが、事実婚を証明する書類としては、どのようなものがあるのでしょうか。

教職員給与課長 事実婚に証明書類はございません。本人からの申立書に住民票や生計関係の書類を添付していただき、同居の確認をしたり状況を判断したりすることで認めております。

大谷委員 大学生年代の扶養親族の所得限度額について年額130万円から150万円に引き上げるとありますが、これはどういうことですか。

教職員給与課長 今回、扶養手当の認定要件の見直しがありました。先行して所得税に関しても所得要件が緩和されまして、年額130万円から150万円に引き上げられています。最近の大学生のアルバイトでは、年間130万円はすぐに超えてしまう実態もありますので、それを考慮して、引き上げたものです。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第10号 さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第10号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第10号「さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は32ページから37ページまででございます。

37ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」については、先ほどの報告第9号と同様でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

条例改正に伴い、定年前再任用短時間勤務教職員等に対して住居手当を支給することとなったため、これまで規則に規定されていた支給対象から除外する規定を削除したものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。
それでは、この件は終了といたします。

報告第 1 1 号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

竹居教育長 続いて、報告第 1 1 号につきまして、事務局から説明をお願いします。
す。

教職員給与課長 報告第 1 1 号「さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部
を改正する規則の制定について」を御説明いたします。
議案書は 3 8 ページから 5 4 ページまででございます。
5 4 ページの資料に沿って、御説明いたします。
「1. 概要」については、報告第 9 号及び報告第 1 0 号と同様でござ
います。
「2. 改正内容」を御覧ください。
職員給与条例の改正に伴い、自動車等の交通用具使用者に係る通
勤手当の区分を定めるとともに、新幹線鉄道等に係る通勤手当、及び
駐車場等の利用に対する通勤手当に関する規定の整備を行ったもの
でございます。
「3. 施行期日」は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。
説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 新幹線鉄道等に係る通勤手当とありますが、新幹線を利用して通
勤している職員は何人くらいいるのでしょうか。

教職員給与課長 今回、国から、遠方から通勤している職員を支援する方針が示さ
れ、改正されました。
国は全国に勤務地がありますが、市の場合は全国にありませんの
で、支給対象者を特定しております。対象となるのは、育児・介護等
のやむを得ない事情により遠方に居住せざるを得ない教職員で、育
児・介護等の両立支援制度の利用者となります。教職員に関しまして
は、4 月 1 日時点で利用者はございません。

石田委員 駐車場等の利用に対する交通手当について、職場近辺の駐車場を
借りている人は多いと思いますが、対象になるということでしょう
か。

教職員給与課長 通勤手当として認定されている経路の途中で借りている駐車場が対象となります。例えば、自宅最寄り駅周辺の駐車場や、勤務場所周辺の駐車場が対象となります。ただし、上限金額は、合算して5,000円となっております。

大谷委員 新幹線鉄道等に係る通勤手当は、現時点では対象者がいないとのことですが、どのあたりから出勤している方を想定しているのですか。

教職員給与課長 市長部局と運用を定めており、距離要件がございます。新幹線等の利用距離が片道50km以上の方が対象となります。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第12号 さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第12号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第12号さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

議案書は55ページから60ページまででございます。

60ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」については、報告第9号から報告第11号までと同様でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

単身赴任手当を支給される教職員と権衡上認められる教職員の範囲等、条例から規則に委任された規定の整備を行ったものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 舘岩少年自然の家が該当するのかなと思いますが、具体的にどのような改正が行われたのでしょうか。

教職員給与課長 館岩少年自然の家の職員は市長部局の条例が適用されています。昨年度の実績としては、館岩少年自然の家の職員の約3分の2に支給されております。残してきた家族が住む家から新たな勤務先までの距離が60km以上あることが条件となり、その場合は基本額として30,000円支給され、その他にも距離に応じて段階的に加算されます。館岩少年自然の家は約220km離れていますので、基本額30,000円と加算額8,000円で、合計38,000円の支給となります。

小山委員 館岩少年自然の家以外にも対象となるような勤務先はあるのでしょうか。また、年に数回帰宅するホームリーブ制度に対する交通費の支給や、会議等に出席する際の交通費の支給はありますか。

教職員給与課長 教職員に関しては、基本的に市内の学校が勤務場所となりますので、これまでも該当者はおりません。市長部局においては、被災地派遣の職員が該当いたします。一時的に帰宅するための交通費の支給については、給与上ございません。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第13号 さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第13号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第13号「さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は61ページから65ページまででございます。

65ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」については、報告第9号から報告第12号までと同様でございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

条例改正に伴い、平日深夜から引き続いて週休日まで勤務した場合に、週休日に係る手当のみ支給するように規定を整備したものでございます。

「3. 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 改正前は、深夜手当と週休日手当があったものが、週休日手当のみとなり、支給額は下がるということでしょうか。

教職員給与課長 管理職が台風等の対応で平日深夜に勤務することが多いことから、支給対象となる時間を拡大したものです。今までは深夜0時から5時まででしたが、2時間拡大し、前日の22時から翌朝5時までとなりました。この場合、金曜日の深夜から土曜日にかけて勤務し、手当を請求するパターンが発生します。

管理職員特別勤務手当は、週休日に勤務した場合、勤務時間数によって支給額が三段階に分かれております。しかし平日の場合は勤務時間が短いことから、週休日の一番低い段階の金額を適用することになっております。

金曜日の深夜から土曜日にかけて勤務した場合、勤務時間も長くなるため、平日の金額を適用するのではなく、より有利な週休日の金額を適用できるよう改正いたしました。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第14号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第14号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第14号さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

議案書は66ページから70ページまででございます。

70ページの資料に沿って、御説明いたします。

「1. 概要」を御覧ください。

本件は、国における制度改正に準じ、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を改正するものでございます。

「2. 改正内容」を御覧ください。

教育職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事することにより休職となった期間について、期末・勤勉手当を算出するための在職期間等を含めるよう規定を整備したものでございます。

「３．施行期日」は、令和８年４月１日でございます。
説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 大学院への通学は該当しますか。また、調査、研究又は指導に従事することにより休職する場合とは、どのような場合が想定されるのでしょうか。

教職員給与課長 国に準じて条例を制定しておりますが、市で活用した実績はございません。自己啓発休業や大学院修学休業制度はありますが、これらは本人の申請に基づき休業を許可する制度です。

今回の、調査、研究又は指導に従事することによる休職とは、本人の意思に関係なく、任命権者が大学院等での経験が有用であると判断した場合の、職務命令のような休職となります。

小山委員 国の制度の改正により、さいたま市の規定も改正しているとのことですが、国の制度の改正で自動的に変わるものではないのですか。

教職員給与課長 期末・勤勉手当は、基準日前６か月間の勤務実績に応じて算出しますが、休職期間中はさいたま市での勤務実績がありませんので、除算して支給率を計算します。今回人事院から通達があり、職務に密接に関連するとの理由から、除算せずに計算することとなりました。

通達に基づくものですが、自治体ごとに期末・勤勉手当の算出方法を規定しておりますので、個別に改正する必要がございました。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

竹居教育長 続いて、その他の１件目につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 その他の１件目「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」を御説明いたします。

本件につきましては、前回３月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

協議内容は、市長部局において、国家公務員旅費法の改正を踏まえ、さいたま市職員等の旅費に関する条例等が改正されることとなったことに伴い、第１項第１１号において参照している施行規則の条数が第１１条から第３０条に変更となりましたので、規定の整備について、９６ページのとおり改正することを市長と協議するものでございました。

この度、令和８年３月２６日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第３０号 さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

それでは再開します。議案第３０号につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長

議案第３０号「さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

お手元の議案書の７７ページを御覧ください。

この議案の提案理由でございますが、国において高等学校等就学支援金の支給に関する法律が、いわゆる高校授業料無償化のため、令和８年４月１日に一部改正されました。この法律を参照している本市の規則も法律に合わせるため、「さいたま市授業料等徴収条例施行規則」の一部改正を今回するものです。

改正の詳細については、７５ページを御覧ください。規則改正前後を記載する新旧対照表となります。第２条２につきましては、法律第９条が削除になっており、さいたま市の規則からも該当部分を削除しております。また、第２条の２（２）についても法律第１７条が削除となっておりますので、削除させていただきました。さらに先ほどの（２）の削除により所要の修正もさせていただきたいと思っております。

いずれも、法律の収入要件の撤廃により、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は交付の日でございます。また、経過措置として施行日前の還付についても規定させていただきました。

先日改正いたしました、さいたま市授業料等徴収条例につきましては、法律の条文を引用する箇所がありませんでしたので、今回は改正不要とさせていただきました。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第３０号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３３号 市指定文化財の種別変更について

竹居教育長

続いて、議案第３３号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長

議案第３３号「市指定文化財の種別変更について」を御説明いたします。資料は、議案書の８９ページから９２ページまでとなります。

本議案は、岩槻区本町６丁目に所在しますさいたま市指定文化財「郷学戩穀堂の碑」につきまして、その文化財種別を現在の史跡から有形文化財（歴史資料）に変更するものです。

「郷学戩穀堂の碑」は、平成８年３月８日に岩槻市教育委員会により文化財種別を史跡として指定され、合併後も変更せず、さいたま市指定史跡として引き継がれた石碑です。文化８年（１８１１年）に、岩槻藩医・篠崎振鐸の遺志を継いだ子孫が、藩の許可と儒学者・児玉南柯の援助を得まして、篠崎家宅内に、藩士の子も町人の子も共に学べる郷学校として「戩穀堂」を創設した経緯や教育理念を漢文体で刻んだ記念碑でございます。

このたび、市外の高齢者施設に入居している所有者から、近隣に維持管理を行う親族等が不在であるため敷地の売却を検討しており、石碑については、相続等による現地での保存が困難であるため適切

な場所へ移転するべく、市へ寄贈することで将来へ保存・継承したいとの意向が示されたところでございます。

一般的に、文化財種別を史跡とした場合は、文化財とその所在地は相互に密接な関係を持ち、関連する土地もエリアを設定することで、面として、一体的な価値を有することが求められております。一方、有形文化財（歴史資料）の場合は、市にとって歴史上重要な出来事や人物に関連する資料としまして、文化財そのものに価値を有することが求められます。

岩槻市時代の指定担当職員への聞き取り、文化財保護課職員と文化財保護審議会委員による資料調査及び現地調査の結果、石碑と現在の所在地との一体的な価値は確認できず、戩穀堂の創設の経緯や教育理念を示す記念碑としての資料的価値から石碑そのものに文化財としての価値が認められることが明らかとなりました。

また、石碑が立地する現地は柵で囲われ立ち入りが禁止されており、一般の見学が困難であることから、保存活用の観点においても、文化財種別を変更したのち、石碑を広く市民が見学できる近隣の博物館施設等へ移設することが望ましいとの意見で、文化財保護審議会委員の見解も一致しているところでございます。

以上を踏まえ、文化財種別を変更することが適当との答申を得たものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 有形文化財（歴史資料）に変更して移動させるにあたり、コストがかかるのではないのでしょうか。

文化財保護課 移動のコストは所有者負担となりまして、岩槻郷土資料館に設置する予定です。

大谷委員 郷学戩穀堂の碑の読み方をもう一度教えてください。また、岩槻郷土資料館の中に設置するのですか。

文化財保護課長 読み方は「ごうがくせんこくどうのひ」でございます。石碑は敷地内の屋外で、皆様の目に触れる場所に設置する予定です。

竹居教育長 それでは議案第33号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第33号は原案のとおり可決されました。

 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

竹居教育長 それでは再開します。その他の2件目につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 その他の2件目「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について」を御説明いたします。

 本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

 協議内容は、さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱について、総合調整幹及び調整幹の人事評価の評価者等を変更すること、評価項目の基本姿勢として、挨拶の励行に関する評価要素を設けることとそれに伴い対象者ごとの能力評価シートの様式を改めることを市長と協議するものでございました。

 この度、令和8年3月26日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

 説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

 それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

竹居教育長 続いて、その他の3件目から5件目につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

その他の３件目から５件目までの「市長と教育委員会との地方公務員法第２３条の２の規定に基づく協議の回答について」につきましては、内容が関連いたしますので、一括して御説明いたします。

議案書の１１２ページから１２４ページを御覧ください。

こちらの３件につきましては、前回３月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

協議内容は、これまで義務教育課程と高校教育課程それぞれの教職員について人事評価の要綱を設置していたものを、さいたま市立学校教職員として一本化するために必要となる要綱等の改廃について、市長と協議するものでございました。

具体的には、その他の３件目はさいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱を１１５ページから１１６ページまでに記載のとおり改正すること、その他の４件目は高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱を廃止すること、その他の５件目はさいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価実施要領を廃止することについて、協議しております。

この度、それぞれについて、令和８年３月２６日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第１５号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第２９号 議決事項の一部変更について（さいたま市立谷田小学校（５－１、－２、－３・６・７棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第３１号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第 32 号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 2 時 55 分